

## 新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止ガイドライン

令和2年7月15日

日本土地家屋調査士会連合会

この度の新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言発令は、令和2年5月25日の政府発表をもって全国において当該宣言が全面解除となりました。日本土地家屋調査士会連合会（以下「日調連」という。）としては、社会の安定維持の観点から、不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に資し、もって不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを目的とし、国民の生活や活動を維持するために不可欠なサービスを提供する者として、今後も新型コロナウイルスの感染拡大防止対策のために「新しい生活様式」を取り入れながら、できる限り通常業務を継続するため、新型コロナウイルス感染防止対策ガイドラインを定め、引き続き各地域・各事務所の実情に応じて、次のような方策を講じることといたしました。

### 1 基本的指針

土地家屋調査士及び補助者（以下「土地家屋調査士等」という。）は、不動産の表示に関する登記につき、必要な土地又は家屋に関する調査及び測量を行う専門家として、不動産の物理的状況を正確に登記記録に反映させるために、必要な調査及び測量を行う。そのため、土地家屋調査士等は、感染予防を常に心掛け、自らが新型コロナウイルスに感染するリスクを避けることはもとより、感染拡大防止につながる行動に対応する必要がある。

### 2 「新しい生活様式」を取り入れた感染予防の考え方

- (1) 緊急事態宣言等の解除あるいは緩和がされてもしばらくの間は、新型コロナウイルス感染拡大の第二波、第三波が来る可能性がある。したがって、政府又は都道府県から感染拡大が収束したとの公式見解が発表されるまでは、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす、10のポイント」や『『新しい生活様式』の実践例』を活用しながら、感染対策を続けていくこと。
- (2) 当分の間は、消毒・マスク着用の励行等、通常のインフルエンザ対策としても有効な対策について、状況に応じて維持すること。
- (3) 過去14日以内に政府から入国制限・入国後の観察期間を必要とされる国・地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合については出勤を控えるようにし、医療機関への相談を促すこと。
- (4) 登記申請手続等については、積極的にオンライン申請を活用し、できる限り外出の機会を減らすこと。
- (5) 夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれ

があるため、屋外で人と十分な距離（少なくとも2メートル以上）を確保することができる場合には、熱中症のリスクを考慮し、マスクをはずすこと。

### 3 感染防止の具体的対応

- (1) 毎日検温を実施し、土地家屋調査士等のうち、発熱、咳、倦怠感、頭痛などの症状がある者については出勤を控えるようにし、医療機関への相談を促すこと。
- (2) 厚生労働省が推奨している新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を活用し、毎日、「陽性者との接触の確認」を行うこと。
- (3) 密閉・密集・密接の三つの「密」を避け、地域の感染状況に応じてできる限り不要不急の外出をしないことを徹底すること。
- (4) 時差出勤やマイカー通勤を活用することにより、通勤時の感染拡大防止に努めること。また、各地域・各事務所の実情に応じ、土地家屋調査士等の出勤時間や出勤日を別にすることにより、事務所内が密にならないような措置を講じること。
- (5) 手洗い、うがいの励行等による健康管理、不特定多数が触れる箇所及びその周辺の消毒、マスクの着用や手指の消毒を励行すること。また、依頼者等に対してもその励行を促し、場合によっては依頼者等に対しても予備のマスクを提供する等の感染防止策を徹底すること。
- (6) パソコンや測量機器、工具等の土地家屋調査士等が共用する器具、ドアノブ、ゴミ箱、電話、コピー機、テーブル、椅子などの共用設備については、定期的に洗浄・消毒を行うこと。
- (7) 打合せや相談業務は、可能な限り、メール・電話・テレビ電話を利用して行うこととし、関係書類の受領等も可能な限り、事前に電話やメール等で連絡をとり、対面での手続は最小限かつ短時間とする。対面の打合せを行う場合には、2メートル（最低でも1メートル）以上の距離を置き必ずマスクを着用すること。
- (8) 現地立会い等のため対面でのやりとりをする必要があるときは、関係者への了解を求めることとし、時間調整を行うことにより一度に多人数での立会いは避け、向かい合わず、2メートル以上の距離を空けて風通しのよい場所で、できるだけ短時間で行うように工夫すること。
- (9) 止むを得なく長時間の対面にてのやりとりを行う場合は、マスクやフェイスシールドを着用するなど、感染防止対策に努めること。

### 4 土地家屋調査士等が出入りした場所及び事務所で感染が判明した時の対応

- (1) すみやかに立ち寄り先及び所属する土地家屋調査士会へ報告するとともに、医療機関及び保健所からの指示に従って適切な対応を行うこと。必要に応じて事務所内で感染者が使用していた机やイス、ロッカーなどの消毒を行うこと。
- (2) 必要に応じて、事務所の業務を一時中断し、外部の者の立入禁止措置を講じるととも

に、継続している業務については、依頼者の承諾のもと、所属支部長等に協力を求め、対応を行う等の措置を講じること。

## **5 長期化に備えた対応**

新型コロナウイルス感染症の影響が長期にわたると、緊張感を欠いた対応により、感染の危険性が増す恐れがあるため、日調連及び各調査士会等より、定期的に本ガイドラインの遵守を促すこと。

## **6 本ガイドラインにおける広報対応**

日調連及び単位会のウェブページ等においてお知らせとして掲載する等、各会員へ周知を徹底する。